

東京 2025 デフリンピック機運醸成イベント等運営業務委託仕様書

(案)

1 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する東京 2025 デフリンピック機運醸成イベント運営業務委託に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業趣旨

2025 年に開催される東京 2025 デフリンピック（サッカー競技：J ヴィレッジ）は東京パラリンピックのレガシーに位置づけられる大会であり、大会の成功には県民の関心の高まりと認知度の向上が欠かせないことから、「大会を知ってもらい、大会のファンを増やす」とともに、大会をきっかけとしてデフスポーツやろう者文化の理解促進を図るため、イベントを核とした機運醸成を実施する。

また、各イベントを一過性のものとせず、東京 2025 デフリンピック大会本番を見据えた機運醸成と認知度向上に資するよう、各イベントの来場者以外にもデフリンピックに関心を持ってもらえるような各イベント及び東京 2025 デフリンピックの広報を行う。

3 業務の名称

東京 2025 デフリンピック機運醸成イベント等運営業務委託

4 委託費の上限

20,540 千円

5 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

6 委託業務概要

委託内業務事項	日時	場所
(1) 1 年前イベント	令和 6 年 1 月 17 日（日）	J ヴィレッジ
(2) 300 日前イベント	未定（概ね令和 7 年 1 月～2 月頃）	県内都市部（福島市または郡山市）1 箇所を予定
(3) 大会 PR 業務	通年	-

7 委託業務内容

(1) 1 年前イベント

① 概要

東京 2025 デフリンピックサッカー競技の開催地である J ヴィレッジを会場に、講演、パネルディスカッションを行うとともにデフスポーツの体験や手話の体験を行うことにより、大会開催の認知度向上とデフスポーツやろう者文化の理解促進を図る。

② 日程等

ア 日 時 令和6年11月17日（日）2～3時間程度（予定）

イ 場 所 J ヴィレッジ全天候型練習場及び9番ピッチ

ウ 参加者 福島県内在住者1,000名程度を想定（健聴者、ろう者を問わない）

エ 内 容

- ステージイベント
 - ・デフリンピックの概要説明及び東京 2025 大会の準備状況報告
 - ・講演
 - ・パネルディスカッション
- ブースの設置
 - ・デフスポーツ等体験ブース
 - ・手話体験ブース
 - ・デフリンピック PR ブース
 - ・飲食ブース

③ 企画提案および留意事項

ア 講演及びパネルディスカッションの企画・運営

【提案事項】

- ・講演及びパネルディスカッションを通し、デフリンピックやデフスポーツへの興味・関心が高まるとともに、ろう者文化への理解が深まる内容を提案すること。
- ・パネルディスカッションについては、パネリストは知事を含め3名以上とし、デフアスリート（日本代表選手が望ましい）、著名人を含むこと。パネリストと別にコーディネーターを置くこと。

（留意事項）

- ・ステージイベントについては、手話通訳者による同時通訳を行うこと。
- ・舞台（ステージ）の設営は必須としないが、モニター等を設置し、出演者及び手話通訳者の手話が参加者に見えるよう配慮すること。モニターの大小、数量は問わない。
- ・デフリンピックの概要説明及び東京 2025 大会の準備状況報告の話者は甲で手配する。
- ・実施計画書、運営マニュアル、進行シナリオ、看板（控室、会場内の案内表示）を作成すること。
- ・開催にかかるスタッフを手配すること（運営ディレクター、来賓アテンド、音響スタッフ、カメラマン、受付を含む）

- ・Jヴィレッジ内で同日開催が予定されている全日本ろう者サッカー選手権大会の主催者と連携しながら準備すること。

イ デフスポーツ等体験ブースの企画・運営

【提案事項】

- ・デフサッカー体験を必須とし、その他障がい者サッカーやデフスポーツ、パラスポーツを中心に競技を選定すること。
- ・競技数はデフサッカー以外に3競技以上とすること。
- ・健聴者、ろう者に関わらず取り組める内容とすること。

(留意事項)

- ・全天候型練習場及び9番ピッチを使用すること。ただし雨天時においても決行できるように、雨に濡れてもよい器具の使用や全天候型練習場内で完結できる競技とするなどの工夫をすること。
- ・ブース出展に必要な備品、スタッフを全て手配すること。
- ・ブースサインを兼ねた競技説明看板を各ブースに設置すること。
- ・体験ブースにおいて、体験の補助や参加者受付等に本県登録の都市ボランティアを活用すること。

ウ 手話体験ブース及びデフリンピック PR ブースの運営

甲と調整の上、遠隔手話通訳サービス等の情報保障技術の体験や手話講座を実施するブース及びデフリンピック PR ブースを設置すること。講師謝金として概算費用 500,000 円を見込むこと。

エ 飲食ブースの企画・運営

【提案事項】

- ・県産品を活用できる企画を提案すること。

(留意事項)

- ・出展内容については甲と調整の上、運営マニュアルを作成すること。
- ・出展に必要な基本備品を手配すること。

オ その他

- ・イベントの参加者数を管理・把握すること。
- ・会場の賃借手配は甲が行うが、支払いは乙が委託料の範囲で行う。なお、想定される概算費用 341,050 円を見積に含めること。(会場貸借時間：11/16 13:00~20:00、11/17 6:00~18:00)
- ・イベント保険に加入すること。
- ・イベント終了後にアンケートを実施し、参加者のデフリンピックに関する意識調査を行うこと。なお、アンケート設問は甲乙協議の上決定する。
- ・講演及びパネルディスカッション出演者への県産品 PR のため県産品を手配し、イベント当日に納品すること。なお、県産品は甲乙協議の上決定する。
- ・都市ボランティアの活動内容は甲乙協議の上決定すること。ボランティアの募

集及び抽選並びにボランティア保険の加入及び支払は甲が行う。

(2) 300 日前イベント

① 概要

広く県民が集まりやすい県内都市部において、デフスポーツのエキシビジョンマッチやデフスポーツ等体験、手話体験を実施することにより、デフスポーツの魅力を発信するとともに大会の認知度向上を図る。

② 日程・内容等

ア 日 時 未定（概ね令和7年1月～2月頃）

イ 場 所 県民が集まりやすい県内都市部（福島市または郡山市）1箇所を予定

ウ 参加者 福島県内在住者1,000名程度を想定（健聴者、ろう者を問わない）

エ 内 容

- ・デフスポーツのエキシビジョンマッチ
- ・デフスポーツ等体験ブース
- ・手話体験ブース
- ・デフリンピック PR ブース

③ 企画提案および留意事項

ア デフスポーツのエキシビジョンマッチ

- ・集客性を考慮し、プロスポーツの試合やスポーツイベント等と連携しエキシビジョンマッチを実施すること。
- ・エキシビジョンマッチはサッカー以外の競技も可とする。対戦チームの一方が健聴者も可とする。

イ デフスポーツ等体験ブース

【提案事項】

- ・デフスポーツ等体験はデフサッカー体験を必須とし、デフスポーツ、パラスポーツを中心に競技を選定すること。競技数はデフサッカー以外に2競技以上とすること。
- ・健聴者、ろう者に関わらず取り組める内容とすること。

(留意事項)

- ・ブース出展に必要な備品、スタッフを全て手配すること。
- ・ブースサインを兼ねた競技説明看板を各ブースに設置すること。
- ・体験ブースにおいて、体験の補助や参加者受付等に本県登録の都市ボランティアを活用すること。
- ・都市ボランティアの活動内容は甲乙協議の上決定すること。ボランティアの募集及び抽選並びにボランティア保険の加入及び支払は甲が行う。

ウ 手話体験ブース及びデフリンピック PR ブースの運営

甲と調整の上、遠隔手話通訳サービス等の情報保障技術の体験や手話講座を実施するブース及びデフリンピック PR ブースを設置すること。講師謝金として概算費用 500,000 円を見込むこと。

(3) 大会 PR 業務

① 各イベント及び大会本番に向けた広報業務

【提案事項】

- ・各イベントを一過性のものとせず、東京 2025 デフリンピック大会本番を見据えた機運醸成と認知度向上に資するよう、各イベントの来場者以外の県民にもデフリンピックに関心を持ってもらえるような各イベント及び東京 2025 デフリンピックの広報を行うこと。
- ・健聴者、ろう者に関わらず、多くの県民の参加を促す広報を提案すること。
- ・聴覚障害は目に見えにくいハンデであることを考慮し、動画や画像等を活用し効果的に広報を行うこと。

(留意事項)

- ・各イベント及び提案事項の広報とは別に、東京 2025 デフリンピックの PR 資材としてのぼり、ポスター等を甲と協議の上制作すること。当該制作費用として 1,000,000 円を見込むこと。
- #### ② 「手話に親しむ出前講座」との連携
- 甲が別途小中学生を対象に実施する「手話に親しむ出前講座」に参加した小中学生が、より深くろう者文化を理解できるよう、上記(1)及び(2)イベントへの参加を促すこと。

※手話に親しむ出前講座

小中学校の総合的な学習の時間等の授業において、デフリンピック及び手話の講義、手話動画の視聴、手話かるたなどを行う。県障がい福祉課から県聴覚障害者協会に委託し実施。希望制で小中学校を選定。R6 は相双・いわき地域対象。

8 イベント実施後における業務

イベント実施後は実施報告書を作成することとし、運営マニュアル、イベント参加者数の集計、名簿管理、アンケート調査の集計、写真（各イベント 5～10 枚程度、参加者の表情等複数、なお、特定の人物に焦点を絞った写真については県の広報等で利用する可能性があることについて被撮影者から同意を得ること）等を添付のうえ、上記 7 全てのイベント終了後 1 か月以内に 2 部提出すること。

9 成果品

- (1) 事業全体の実績報告書（任意様式・正副本 1 部ずつ）
- (2) DVD（写真）

10 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
ア 着手届

- イ 統括責任者通知書
 - ウ 実施工程表
 - エ 業務実施体制図
 - オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ア 完了届
 - イ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

11 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

12 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

13 委託業務実施に係る留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、甲と乙が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施するとともに、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、改めて甲乙協議により対応すること。
- (2) 乙は委託契約書及び仕様書に基づき、常に甲と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (3) 工程管理を適切に行うこと。関係団体と定期的に打合せを重ね、適切なスケジュールで実施できるよう努めること。
- (4) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。